

別表（V）中学校教諭一種免許状（社会）取得希望者の単位修得方法（昼間コース）

◎平成29年度入学者（※平成23年度以前入学者は取得できません。）

○免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	必修	選択	
日本国憲法	2	憲法・基礎I 憲法・基礎II	2 2		
体育	2	健康スポーツa 健康スポーツb 健康スポーツc 健康スポーツd 健康スポーツe（水泳） 健康スポーツf（スキーI） 健康スポーツg（スキーII） 生活と健康	1 1 1 1 1 1 2	1 1 1 1 1 1 1	健康スポーツから1科目以上選択必修
外国語コミュニケーション	2	英語IA 英語IB	1 1		
情報機器の操作	2	情報機器概論	2		

○教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			備考
科目	各科目に定める必要事項	単位数	授業科目	必修	選択	
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職論	2		
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	6	教育の歴史 教育心理 教育制度	2 2 2		
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法 ・各教科の指導法 ・道徳の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	12	教育課程論 社会科教育法I 社会科教育法II 社会科・公民科教育法I 社会科・公民科教育法II 道徳教育 特別活動論 教育方法	2 2 2 2 2 2 2	2	※1
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	4	生徒指導 教育相談	2 2		進路指導を含む
教育実習		5	事前・事後指導 教育実習I 教育実習II	1 2 2		
教職実践演習		2	教職実践演習（中・高）	2		
合計単位	31			32	2	32単位必修

○教科に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	必修	選択必修	
日本史及び外国史 地理学(地誌を含む。) 「法律学、政治学」	20 単位	日本史	2		
		外国史	2		
		地理学	2		
		法学	2		
		国際法		4	
		行政法 I		4	
		民法・基礎 I		2	
		民法・基礎 II		2	
		刑法 I		4	
		憲法 II		4	
		行政法 II		4	
		租税法		2	
		民法 II		4	
		民法 III		4	
		民法 IV		2	
		刑法 II		2	
		国際機構論		2	
		商法 I		4	
		商法 II		4	
		商法 III		4	
「社会学、経済学」	20 単位	民事手続法		4	
		倒産処理法		2	
		知的財産法		4	
		労働法		4	
		社会保障法		4	
		国際経済法		4	
		国際取引法		4	
		経済学入門 I	2		
		経済学入門 II	2		
		統計学		2	
		マクロ経済学		4	
		ミクロ経済学		4	
		経済史		2	
		数理統計学		2	
		計量経済学		4	
		経済データ解析論		4	
		経済学史		4	
「哲学、倫理学、宗教学」	20 単位	日本経済史		4	
		外国経済史 I		4	
		国際経済学		2	
		公共経済学		4	
		労働経済学		4	
		産業組織論		4	
		金融論		4	
		国際金融と世界経済		4	
		現代ファイナンス理論		4	
		国際貿易理論		2	
要修得単位	20	国際マクロ経済学		4	
		哲学	2		
		倫理学	2		
		宗教学	2		

○教科又は教職に関する科目

免許法施行規則に定める 科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考	
	授業科目	単位数			
		必修	選択		
教科又は教職に関する科目	「教科に関する科目」 「教職に関する科目」 参照		8	最低修得単位を超えて修得した「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」について、併せて8単位以上修得すること。	

備考 :

- 「教職に関する科目」のうち、免許法施行規則に定める最低修得単位数（31 単位）を超えた単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位に含める。
- 「教職に関する科目」のうち「社会科・公民科教育法 II」は、「教科又は教職に関する科目」の単位として含める（※1）。
- 「教科に関する科目」のうち「憲法 II」、「マクロ経済学」、「ミクロ経済学」は、いずれか1科目（4 単位）を選択必修とする（※2）。
- 「教科に関する科目」のうち 20 単位を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位として含めることができる。
- 「教職に関する科目」のうち、別表（I）～（VI）において重複して開設している授業科目については、それぞれの表において併用できる。
- 「免許法施行規則第 66 条の 6 に基づき本学が開設する科目」（※「情報機器概論」を除く）及び「教科に関する科目」（※日本史、外国史、地理学を除く）は、それぞれ所属する学科の卒業所要単位と併用できる。
- 特別支援学校（盲学校、聾学校及び養護学校）並びに社会福祉施設等において、「介護等体験」を行わなければならない。